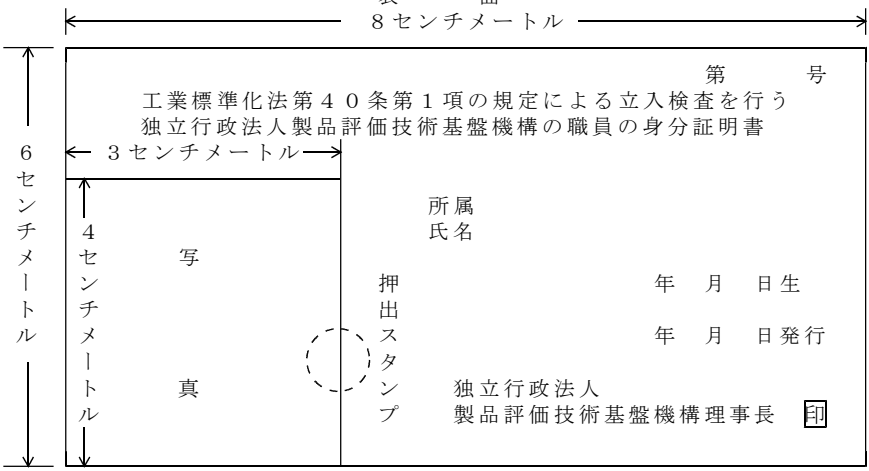
様式第１４（第３１条関係）

表　　面



裏　　面

工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）（抄）

第２１条

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第４０条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第２１条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第６９条の３　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第２１条第１項若しくは第２項又は第４０条第１項の規定による立入検査を行わせることができる。

５　第１項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第７２条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第２１条第１項若しくは第２項、第４０条第１項若しくは第６４条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者